

生活保護の判断 蓄積されぬノウハウ

生活保護行政の担い手、ケースワーカーの非正規雇用が進んでいる。生活困窮者を支える側の生活も脅かし、期限付き雇用は仕事に欠かせぬ知識と経験の蓄えを阻む。最後のセーフティネット、が足元から揺らいでいる。

非正規ケースワーカーの苦悩

「あんたら公務員に、わしらの生活がわかるか？」

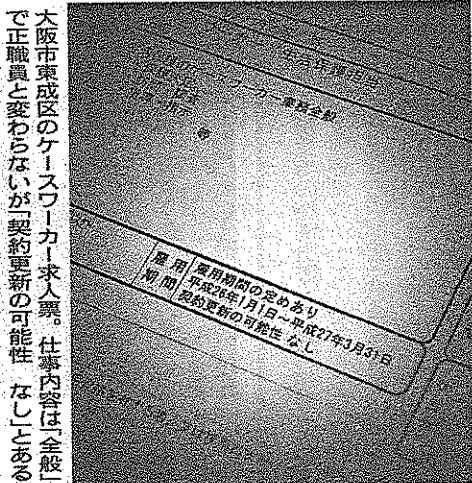
大阪市内のワンルームマンションの1室で、50代の男性ケースワーカーは同年代の生活保護受給者に怒鳴られた。

男性は2年半前に採用された非正規職員。何十もの受給世帯を受け持つ仕事の中身は正職員と変わらないものの、基本給は大卒正職員の初任給より少ない月約15万円。貯金を崩しつつ妻とアルバイトの20代の娘を養う。

同じ年齢・家族構成の無資産・無収入の家庭が、家賃を含め約22万円の保護費を受け取るのを見ると、自分の置かれている立場が不慮に思ふ。

長年携わってきた介護の仕事に疲れ離職した。インターネットで今の仕事を見つけた。だが来年3月に任期が切れ、職を失う。次は別の仕事に就きたいと思ふ。

九州の40代男性は大手企業



大阪市東成区のケースワーカー求人票。仕事内容は全般的に正職員と変わらないが「契約更新の可能性 なし」とある

ケースワーカー

自治体の社会福祉事務所に配属される地方公務員。生活保護の適否を判断し、支給後の生活・就労指導などを担う。社会福祉法ではケースワーカー1人が担う生活保護世帯は都市部で80世帯、郡部で65世帯を基準としているが、全国平均は93世帯で、慢性的な人手不足に陥っている。

の営業職だったが、会社の統廃合にともない退職。昨年ケースワーカーになった。任期1年、手取りは月約12万円。最大5年まで更新できるが、

保護世帯増え、常態化

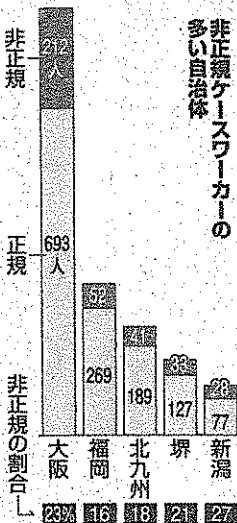
朝日新聞が全国74の主要自治体にアンケートしたところ、32市区がケースワーカーを非正規採用し、うち20市区は受給者が急増した2008年のリーマン・ショック後に導入していた。

な補充は結果に反映せず、常態的にこれだけ非正規職員を雇っているかをみた。

2月1日現在で非正規職員を最も多く雇用していたのは、生活保護世帯が全国最多の大阪市の212人。福岡(62人)、北九州(41人)、堺(33人)の各市が続く。ケースワーカーのうち非正規が占める割合は、岐阜市の39%を筆頭に、20%超が東京・文京

に補充は結果に反映せず、常態的にこれだけ非正規職員を雇っているかをみた。

非正規ケースワーカーの多い自治体



非正規の割合

業務遂行に支障

元ケースワーカーの吉永純・花園大教授(公的扶助論)の話 高度な専門性と経験が求められる生活保護の現場に、安価な労働力として非正規職員を入れるのは問題だ。業務に精通した者に任期切れで交代となるやり方では、仕事のノウハウが蓄積されず適正な業務の遂行に支障が出る。生活保護受給者が急増するなか、受給者に十分な支援を行い自治体が責務を全うするには、専門の正職員として雇うべきだ。

「最低限の生活を保障する制度が、こんな形で運営されていけぬ」と思ふ。最近、生活保護の適否を悩まず、機械的に判断するようになった自分が怖くなる。

保障されているわけではなく、うちに受給者の保護打ち切りの決断を迫られた。過去に仕事に就いているのを伏せて受給していたことが発覚した。だがすでに失職している。保護せずに生活しているのか——「そこまで考える必要はない」。上司に言われ、保護を打ち切った。経験のないまま人の人生を左右する決断を任され、恐怖を覚えた。

厚労省は「専門知識が要求されるケースワーカーは正規採用が原則」とし、田村憲久厚労相は昨年11月の参議院厚生労働委員会でも「(非正規は) 服務規律が及ばず、公権力行使する立場は適当ではない」と答弁した。